

令和7年度J R 日南線利用促進事業補助金（イベント公募事業）募集要項

1 目的

J R 日南線の活性化及び利用促進を図るため、J R 日南線を活用したイベント等を実施する沿線市内（宮崎市、日南市、串間市、志布志市）に所在する民間団体を対象に、その費用の補助を行います。

2 補助対象事業

- (1) J R 日南線を活用したイベント（乗車実績が向上する取組とし、J R 日南線にある駅（南宮崎駅－志布志駅間）において乗降があること）
- (2) 国、県及び市などから他に補助金を受けていない事業

3 補助率及び補助額

- (1) 補助対象経費総額の10分の10以内
- (2) 補助額は算出した金額の千円未満を切り捨てた額とし、1事業につき30万円を上限とします。

4 補助金交付の制限

1団体につき、1回までとします。

5 補助対象経費

補助対象となる事業に要する次の経費のうち、交付決定の日から令和8年3月31日までに支出した経費とします。

- ・講師、専門家等への報償、謝礼（補助対象団体の会員に対する謝礼は除く。）
- ・旅費及び交通費（日当及びグリーン料金等は除く）
- ・ポスター、チラシ、報告書等の印刷製本費
- ・材料・事務用品等の消耗品費
- ・専門知識や技術等を要する業務を外部に委託した費用（コンサルタント等への全部委託は除く）
- ・機器類や列車借上げ等の賃借（リース）料
- ・文書等の郵送、電話（電話機・携帯電話のリースに係る電話料）等の通信運搬費
- ・保険料（火災、地震等の家屋に係るものは除く）
- ・その他市長が適当であると認める経費

【補助対象外となる経費】

- (1) 不動産及び備品の取得費
- (2) 食糧費
- (3) 前払費用（交付決定前に支払った経費）

6 補助対象団体

下記の要件を満たす民間団体

- (1) 定款または規約を有すること

- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと
 - (3) 団体の構成員が暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- ※ 公立学校で教育の一環として実施する場合は免除。

7 応募方法

下記の書類一式を、郵送または持参により J R 日南線利用促進連絡協議会事務局（串間市総合政策課）に提出してください。

<提出書類>

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書（様式第3号）
- ③収支予算書（様式第4号）

<添付書類>

- ①団体定款または規約
- ②団体名簿（役員を明記すること）

8 募集期間

令和7年7月7日（月）～令和7年10月31日（金）午後5時15分まで（必着）

9 事業実施に係る注意事項等

- (1) 補助金の交付
補助金は、交付決定後、概算払で支払います。
- (2) 事業の実施
事業期間は交付決定の日から令和8年3月31日までとします。
- (3) 報告書の提出
事業終了後、下記の書類一式を提出して下さい。
 - ①補助事業実績報告書
 - ②事業実績書（様式第3号）
 - ③収支決算書（様式第4号）
- (4) 補助金の確定
提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。
- (5) 貸切列車の利用について
貸切列車を利用したイベントを企画する場合は、申請前に事務局へご相談ください。

10 問い合わせ先

J R 日南線利用促進連絡協議会
事務局 串間市総合政策課 人口対策係
TEL : 0987-55-1153
FAX : 0987-72-6727
E-mail : cpromo@city.kushima.lg.jp